

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議録（令和3年1月4日17時20分）

第二分庁舎6階 災害対策本部室

（くらし安全防災局長）

ただいまから第24回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催します。
まず初めに、本部長である黒岩知事からごあいさつをお願いします。

（黒岩知事）

ご苦労様です。勉強会が長引きまして、開催が遅れたこととお詫びいたします。

本県の新規感染者数は、急増・激増を続けており、年末には588人という大変な数字が出てしまいました。その中で、年末に西村大臣と、本県の感染状況はステージⅢからステージⅣに近づきつつあるという共通認識に達したところであります。

こうした中、年明け直後の1月2日には、皆さんご承知のとおり、西村大臣に対し、首都圏1都3県の知事で面会し、3時間に及ぶ協議の結果、緊急事態宣言の発出の検討を要請いたしました。

本日の菅総理の年頭記者会見で、緊急事態宣言の発令を検討するとの具体的な表現もありました。

西村大臣との面談の中で、首都圏として直ちに行うべき措置として、いくつかの対応を求められましたので、本日は県としてどう対応していくのかを考えたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（くらし安全防災局長）

ありがとうございます。本日の議題は、県内の感染状況と今後の県の対応の2点でございます。

まず、県内の感染状況について、阿南統括官から御説明をお願いします。

（阿南統括官）

資料のモニタリング指標と現在の状況についてご覧ください。1ページ目、（新規患者数は）棒グラフで非常に大きな数が出ておりまして、右側のカレンダーは週ごとを表しており、直近の週は約3千人の患者さんが発生し、どんどん伸び続けているという経過です。

資料をめくりまして、モニタリング指標と本県の状況についてですが、皆さんご承知のように、ステージⅢの項目はすべて達成し、ステージⅣに引かかるものがいくつか出てきています。

具体を見てみると、病床利用率で（資料）右側の折れ線グラフを見ていただくと、どんどん上がり続けている。うち重症については、37%と非常に高いです。そして、中等症に関し

では32%で、いずれも折れ線グラフで上がり続けています。

次の頁の病床利用率（即応ベース）ですが、昨今言われているように、ベース、分母となる病床がすぐに使える病床でみると、その使用比率が、どんどん上がり続けており、重症にしろ中等症にしろ80%のところまで来てしまったということでもあります。前回、お話ししたように80%ということは、入院先を見つける調整側からすると非常にきついです。ほぼ、1回で決まらず何度も何度もいろいろなところから断られ、ようやく見つかる。こんな状態が大体80%のところまで来ると起きております。

なんとかぎりぎり入院先を探している状況ですが、1人の入院先を探すのに、優に1時間も掛かるという状態です。

次にモニタリング指標2番目、人口10万人あたりの療養者数の推移ですが、入院・自宅・宿泊療養をすべて足したもので、37.92でずっと上がり続けています。

グラフの最後は下がっていますが、年末年始の間のため頭打ちになった程度の意味合いで、今後予断を許さない。むしろ再度上昇するだろうと思われま

次にモニタリング指標3番目、検査人数と陽性率の推移ですが、これはずっと上がり続けてお

次に指標の4番目、新規感染者の推移、これも先ほどお話しした療養者の数と同じでござい

指標の5番目、増加率に関しましては、一時の130、140%に比べれば、111%ということではありますが、100を超えているという時点で、常に上昇傾向、増加傾向が続いているということですので、程度の問題でありまして、100%を超えているということは、まだまだ増加傾向は続いているということでありまして、全く上がり止まったということとはござい

それから指標の6番目、感染経路不明率は終始50%前後で推移してまいりました。という報告を続けてまいりましたが、ここのところ60%に今回到達してございまして、最後の1週間、2週間を見ていただきますと、じわっと上がっています。これは、現場としても非常に患者が多くなって、もう負えない状態が続いてございます。調査も追いつかない。そういったことも含めまして、感染経路不明率はじわじわと高まっているという状態であろうかと思

次の指標、モニタリング指標の7番目、クラスターですが、比較データとしてご提示してござい

次、数が多いというお話をしましたが、その実数に基づいたグラフが12ページのところにござい

いただけますように、特に自宅療養者の数、これはもう数倍に膨れ上がる。1週間、2週間でどんどん倍の増え方をしている、非常に多くの自宅療養者が県内にいるということがお分かりいただけるだろうと思います。

それから週別でございますが、次に年代別感染者の推移というものを示してございます。今回から、以前は30歳刻みにさせていただいてございましたが、もう少し詳細に中身を見るということで、10歳刻みで表示をするようにさせていただきました。このところ1カ月くらいで、若年、30歳以下の方が増えています。というお話をさせていただきました。その内訳ということで見ていただきますと、やはり20代、30代、このところの占める割合が高いということが見て取れるのではないかとこのように思います。

それで次の感染経路別というものも今までと変えさせていただきました。今までは、先ほどお話した感染経路不明というのが60%までできています。それを入れてみますと全体像がつかめませんので、それを抜いています。感染経路不明を抜いて感染経路が分かるものを分類する。

それから今までお話した中では、感染経路が分かっているものの中で比率が高かったものは、家庭内感染でございます。家庭内感染が高いということは分かっていますので、それも敢えて、今回、グラフから抜いてございます。家庭内感染というのは、入り口であり、出口である。外部から持ちこんで、家庭内でうつして、誰かがまた外に持っていく。非常にハブになるということをお話させていただきましたので、その内容を抜いて、我々が今後、手を打つべきところが見えるような、解析につながるような感染経路をあぶりだしてみる。そういうことの意味合いを含め、今回の表示にさせていただきました。

この中で見ますと、一つ目立つのは施設内感染で、これは、先ほどクラスターの話をしていただきましたように、11月以降、この施設内のクラスターが一定程度ある。これはそのとおりでございますが、特徴的なのは、職場内感染というところと会食であります。

この2つに関しましては、終始3、40%以上をずっと占め続けていまして、多いときには50%を超えるぐらいの比率になってございます。この会食と職場内感染、ここに関しては、今後、我々が様々な施策を打ち出していく上で、非常にキーになる場所であります。

こういったところに関して、会食、職場内感染を止めていく。こうすることが、ひいては最終的な患者発生を抑制するところにつながっていく。これは、アドバイザリーボード、あるいは分科会の中でも指摘されているように、ここがポイントになっている部分で、全体として感染は多いですが、一つの感染拡大のポイントになっている部分というところで捉えていただきますと、ここに対する手の打ち方、こういったことが今後に生かされるべきであろうと物語っていると考えられます。私の方からは、以上です。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございました。指標について、阿南統括官の方から御説明をいただきましたが、前回の本部会議までは、PCR陽性率がステージⅢの基準を下回っていたということもご

ございましたが、年末になって、全ての指標がステージⅢを上回ったということで、本部長も大変危機感を持って、この間、西村大臣とも調整をして、本県の位置、それにつきまして、ステージⅢで、Ⅳに近づきつつあるということを御確認いただき、報道機関にもコメントとして発表したところですが、よろしければ本部長から補足していただければと思います。

(黒岩知事)

整理をどうするかということを議論していたわけですが、感染の急増というのは、思うよりも早く、あっという間にステージⅢという状況よりも更に進んでいたといったことございまして、前はステージⅢの状況にあって、そして今、ステージⅣ、感染爆発の直前であると、こういった認識を改めて示したところであります。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございました。本部会議で改めて共有させていただきたいと存じますけれども、本県は、今、本部長からありましたとおり、もうステージⅣ間近、現在のステージⅢ状況であるということを、国との共通認識を持っておりますので、そういった危機意識を持った位置にあるということで、ぜひ御理解をいただきたいと存じます。ここまで、ほかに何かございますか。

続きましての議題ですけれども、今後の県の対応について、二つ目の資料、「1都3県・国との合意事項を踏まえた対応 くらし安全防災局」という資料に基づきまして、私から説明をさせていただきます。

冒頭、本部長からもお話がありましたとおり、1月2日に、1都3県の知事が、西村大臣と面会をし、緊急事態宣言の発出の検討について、要請をいたしました。その際、西村大臣からは、逆に、1都3県で、こういったことに取り組んでほしいということで、4点の要請をいただいたところであります。

それで、先ほどステージのお話がありましたが、本県ではステージ3地域での対策を既に先取をしまして、分科会の提言で「感染高止まり地域」での対応事項に着目して対策を打って来ましたが、ステージ4目前ということでございまして、今回国から要請があった事項というのは、実は分科会が提言をしております。ステージ3でありかつ感染拡大地域が行うべき施策を実現してほしいという要請でございます。こういった前振りの後、説明させていただきます。

本題に入ります前に、データの分析をさせていただきました。時短営業を行った後、県内の状況はどうかというと、左側のグラフをご覧ください。

今回本部会議で初めて横浜、川崎に対して酒類を提供する飲食店、カラオケ店の時短要請をしたのは12月3日の決定で、7日からということでございましたので、左側から3番目の棒グラフのときでありました。上に77%と書いてありますが、全体のうち青色の部分、

つまり横浜市、川崎市のシェアが 77%を占めているということで、当時は横浜、川崎の感染者数が圧倒的に多かった。だから横浜川崎を対象に時短要請をお願いしたということです。

その後を見てまいりますと、絶対数そのものは横浜川崎地域もオレンジ色のそれ以外の地域も増え続けています。しかしながらシェアを見てみますと 77、71、66、60 というふうには横浜、川崎が占める率というものが、だんだん人口比率に近づいてきた。裏を返しますと、横浜川崎以外の地域のシェアが増えてきた、本県の感染状況が横浜川崎以外にも広がってきたということがデータ上で裏付けられているということでもあります。

また右側のグラフは、内閣官房がホームページで毎日公表していますが、最新の 1 月 3 日の 9 時時点と昨年 1 月 3 日との比較ですが、若干従前と比べますと人出の減少率は高まっておりますが、やはり他都市と比べると、人出の減少率はまだまだ低いという状況です。

本県では地元市と連携のうね年末年始、夜間の見回りなども行っていますが、若い人を中心にまだまだ人が出ているところもあるなという印象を持っています。こういったデータをしっかりと押さえておく必要があると思います。

3 ページであります。先ほどの百分比を改めてみていただきますと横浜川崎の青い部分が減っていく代わりに、緑色の県所管域のシェアが増えてきていて、オレンジ色の相模原市であるとか若干ではありますがシェアが増えている状況にあるということでございます。

こうしたデータを踏まえた上で、国と一都 3 県の同意事項について、国から要請を受けた事項を 4 点掲げました。国の要請文をそのまま写したものです。

1 点目については、飲食店の時短営業については前回の 4 月・5 月の緊急事態宣言時と同様の対応をとってほしい。飲食店の時短営業を 20 時まで、酒類の提供を 19 時までという前回の緊急事態宣言と同様の対応をとり、併せて都民県民に対して 20 時以降の不要不急の外出自粛を要請してほしい。

2 つめは企業におけるテレワークの徹底をしてほしい。

3 つめに職場・学校での感染。学校等という表現は通常の授業のイメージではなく、集団生活、例えば大学で寮生活をしている。有力なスポーツ強豪校の合宿で、クラスターが発生したというのが多いので、通常の授業風景の普通の学校というより集団行動に対する感染を防いでほしい。

4 つめとして、イベント開催要件を厳しくしてほしい。ということでした。この 1 点 1 点につままして本県の対応を説明してまいります。

5 ページになりますが、まずは時短要請の 20 時までの前倒しについてです。現状であります。12 月 7 日から 17 日に引き続きまして、現在は 12 月 18 日から 1 月 11 日、今度の 3 連休までの間、横浜市、川崎市にある酒類を提供する飲食店・カラオケ店に対して夜 10 時までの時短要請をお願いしているところであります。協力金につきましては 1 日 4 万円ということで予算を組んでいます。

そこで本県としては一刻も早く人の流れを抑えたいという観点から、本来の切り替わり

は12日からということになりますが、8日以降、周知期間も鑑みまして、1月8日から、20時まで、酒類の提供は19時までの時短要請に応じていただいた店舗につきましては協力金を上乗せしたいと考えています。

これは、これまで1月11日までの間は10時までの時短要請に応じていただいている事業者がごさいますが、それに対する約束はしっかりと守りたいということ、しかし、うちは8時までの時短をやるよ、というところが早めにあるのであれば協力金を上乗せするというごさいます。

また、本来であれば1月11日に切れる、現在の時短要請でごさいますけれども、1月12日以降、今月いっぱいというのをひとつの目安として、8時までの時短要請、酒類の提供は19時までということで12日からはこの20時・19時に一本化したいと考えています。

対象につきましては横浜・川崎市という考え方から全県の全ての飲食店・カラオケ店とさせていただきます。なぜ全県としたかは先ほどのシェア論から導き出されるものでごさいます。また、協力金につきましても4万円から増額を考えております。先般、黒岩知事が西村大臣と色々調整するなかで、協力金については国としても増額を考えるということで、いずれ国の方からも具体的な数字が示されるかと存じますけれども、増額をしたいと考えております。

次に県民への外出自粛につきまして、左のページをご覧くださいと20時以降の不要不急の外出自粛を要請してほしいというのが国の要請でごさいますが、本県としては12月24日の本部会議におきまして可能な限り外出自粛というメッセージを出させていただきました。

また、年末にはステージが上がったということも含めまして生活に必要な場合を除いて徹底した外出自粛というメッセージを知事から発出・コメントいただいております。

こうしたことも踏まえまして、1月8日から1月いっぱいにつきましては、生活に必要な場合を除いた徹底した外出自粛というのを引き続きお願いしたい。特に20時以降の飲食を伴う外出については自粛していただきたいということでごさいます。

これは酒の提供に関わらず飲食店に対して20時までの時短をお願いする中で、やはり人出を抑えるということが、時短に応じていただく事業者を促進することになりますので、県民の皆様にも夜8時以降は飲食を伴う外出については自粛していただきたいということを特に掲げております。

小さな7ページになりますが、企業におけるテレワークの徹底という要請については既に本県では従前からテレワーク・時差出勤の徹底というメッセージを本部長からしていただいておりますけれども、1月末までの間につきましては事業者に対して5割のテレワークという実施目標を掲げていただきたいということが1点。

さらには時差出勤をはじめ、通常土日が休みという事業者が多いと思いますが、うまく休みを割り振っていただく。あるいは年休・有給休暇の取得促進することによって、要は出てくる人の頭数を減らす。接触機会を減らすということもぜひ1月中はお願いしたいということでごさいます。県民の皆様に対しては可能であれば、仕事はなるべく自宅で、というこ

とも発したいと考えています。

(くらし安全防災局長)

次に3番として、職場、学校、主に合宿、部活動のイメージですけれども、感染防止対策の徹底という意味では、繰り返しになりますが、職場という点ではテレワーク、時差出勤、学校という意味では時差通学をすでに行っているところではありますが、1月中におきましては、職場では感染防止対策の更なる徹底を求めると同時に、阿南統括官からもお話がありました通り、会食というのが一つのポイントであるということから、例えば12時から1時という昼休みに、従業員がいろいろおしゃべりをしながらというのも一つのリスクでありますので、昼食時間を分散化していただくというような形で、一人で食事をしていただくとか、そういった人との接触機会をなるべく抑えるということも工夫いただけないか、ということでございます。

また、大学や私立学校等では、集団行動(寮生活、クラブ・部活動など)における感染防止対策の徹底を改めて呼びかけるとともに、大学などではオンライン授業を引き続き活用する。更には県立高校などでは当然やっておりますけれども、時差登校などによって、人との接触機会をできるだけ軽減する。こういったものをお願いしていきたいと思います。

また、最後の9ページでございますけれども、4点目がイベントの開催要件の厳格化というのを求めています。現状、本県では収容人数が10,000人を超える場合は50%でお願いをしたい。10,000人を下回る場合は、上限5,000人であります。

したがって、分かりやすく申しますと、収容人員が0から5,000までは100%でいいということでやっておりました。9月の国の考え方をそのまま踏襲してまいりましたけれども、今月いっぱいを一つの目途としまして、人数上限は5,000人を適用したい。

ただし、新規販売分、チケットなどすでに売っている部分がありますので、新規販売分に対して適用することとし、すでにチケットを販売しているものについては、5,000人まで、要はキャンセルをさせて下さいということまでは呼びかけない、という形にしたいと思います。

なお、補足になりますが、本件では1,000人超のイベントに関して、事前相談を事業者からいただいております。そういった中で、一部、6,000人とか5,500人というイベントもございます。極端に多いイベントというのは把握しておりませんので、こういった形にさせていただきました。また、スポーツやライブなどのイベント前後の会食、これも飛沫感染の危惧があるということですので、そういったものを呼び掛けていく。

また目先のものとして、成人式がこの三連休に多くの自治体で行われるかと思っております。実施の判断につきましては、もちろん市町村にゆだねる形になりますが、事前相談を受けている中で、式典そのものについては、感染防止対策を慎重にやられているという実態はうかがえますが、一番危ないのは、式典前後における会食であるとか、分かりやすく言うと、どんちゃん騒ぎであるとか、そういったものが一番のリスクでございますので、実施する場合に

は、式典時だけではなく、式典前後において感染防止対策をしっかりとるように、あるいは会食は自粛するように、こういったチラシを作成して式典時に配っていただくといったような徹底をお願いしたいというものでございます。

また、国からの要請にはございませんでしたが、その他として、本県では外出を誘発するイルミネーションは早めに消灯というメッセージも従前から発出しておりますし、また、2丸目でございますが、終電繰り上げにつきましては、1都3県で鉄道事業者に要請していこうという動きもございます。

以上、最後のページに上・下にまとめたものがございますが、これは後ほど知事のメッセージの中で、ご披露いただきたいと存じます。少し長くなりましたが、このような内容です。

なお、次の資料で1枚だけ6ページというものの資料がございます。本県の対処方針でございます。その中で、別表ということで、イベントについての表がございました。もしこの案をご了承いただけるということであれば、9月19日からというところの一番右に※の4というのをつけております。

※の4下を追っていただくと、令和3年1月8日から1月31日までの間に限っては、屋内、屋外のイベント共に、収容人数10,000人超の場合であっても人数上限を5,000人とする、ということにしたいと存じます。

(くらし安全防災局長)

失礼しました。私、先ほど「その他」の中で、鉄道事業者への要請ということでありましたので、1都3県のマターですので、本県としての本部会議ではちょっと外させていただいています。失礼いたしました。以上でございます。

何かご意見等がありましたらお伺いいたします。

(小板橋副知事)

念のため、具体的な内容の確認をいくつかさせていただきます。

時短要請の20時までの前倒しというページでございます。下の段の右の箱で、対象がすべての飲食店となっておりますが、念のための確認です。これは、酒類の提供に関わらずという理解でよろしいですか。

(くらし安全防災局長)

その通りでございます。今までは酒類を提供するお店を対象に、横浜、川崎でやってきましたが、1月12日以降はすべての飲食店、これは酒の提供に関わらず、ということでございますのでよろしく申し上げます。

(小板橋副知事)

もう一点同じところで確認ですけれども、この飲食店という言葉ですが、この中には、飲

食店の営業許可を有するバーとかキャバレーとか、そうしたものが居酒屋以外にも入るみたいなのですが、そういう理解でよろしいですか。

(くらし安全防災局長)

その通りです。そう考えています。具体的に言いますと、例えば映画館でよく飲み物ですかポップコーンを売っていますけれども、飲食業の営業許可を取っているということであれば、その部分は対象になります。

(黒岩知事)

あと、これも確認ですけれども、同じところ、時短要請の20時までの前倒しのところで、1月12日から1月末までは、協力金が4万円から増額と書いてありますね。その左側の8日以降ですけれども、協力金を上乗せと書いてありますが、この上乗せする金額が、1月12日以降の増額分と考えていいのですね。

(くらし安全防災局長)

その通りでございます。まだ、国からいくらという数字がまだ示されておりません。大変分かりにくい表現となっておりますけれども、今の4万円に8日以降11日までの間、20時までに応じていただける部分については上乗せ、それから4万円から増額、この数字が一致するというところでございます。

(黒岩知事)

それと、これまでは横浜、川崎に限っていたわけですがけれども、これを全県すべてといったところについて、各市町村の了解は取れそうですか。

(くらし安全防災局長)

はい、この資料につきましては事前に各市町村にも情報提供させていただいて、データの当時横浜市、川崎市に着目していたものとは異なり、すべての県域に感染者が広がっている。もちろん、個々の市町村を見ればゼロというところもあるわけですがけれども、全県ということで各市町村には情報提供させていただいて、特段、異論もいただいているところではございません。

(武井副知事)

私から確認ですが、その下の、県民への外出自粛ですがけれども、法的な根拠としては、特措法の24条9項というのが、緊急事態宣言がされる前の一般的な要請として、根拠規定として存在している。

緊急事態宣言が仮に出された場合は、45条の第1項によって、県民に対して自粛要請が

できるという規定があるわけですが、今現在、緊急事態宣言がされているわけではありませ
んから、したがって、この8日からの自粛要請というのは、24条9項に基づくものという
ことになるわけでありましてけれども、仮に、緊急事態宣言が、この県民への外出自粛を要請
している間に出された場合には、それは、緊急事態宣言がなされたのちの根拠規定である45
条の第1項に移行するという理解でいいですか。

(くらし安全防災局長)

はい、副知事ご指摘の通りで、現在は緊急事態宣言が出ておりませんので、24条9項の
根拠規定に基づく自粛要請ということになります。

緊急事態宣言が出ますと、特定都道府県知事の権限として45条の条項が知事の権限にな
りますので、45条の1項で外出自粛の要請というのが直接的に書いてございますので、そ
こに移行するということにはなりますが、実際には、緊急事態宣言が発令された段階で、おそ
らく本部会議を開いて、その中で、45条第1項に基づいて県民の皆さんにはこういう外出
自粛をお願いするというのを、あらためてここで決めてゆくということになろうかと存
じます。

(小板橋副知事)

別の項目の確認です。4番のイベントの開催要件の厳格化というのがございます。この
中で、8日から1月末までは人数上限5,000人というご説明をいただき、別紙のペーパー
1枚で、※印4を付けていただいたというご説明でしたけれども、この※印4のところ、
上の表の中で9月19日～というのがございますが、この中には声を出す場合、出さない場
合の100%・50%ルールが元々ありますが、5,000人の上限を付けたうえで、この100%・
50%、声を出す出さない問題は生きているという理解でよろしいですか。

(くらし安全防災局長)

はい、その通りであります。※印4の収容人数上限のところに係っている部分であっ
て、収容率については現状のままということになります。

ほか、いかがでしょうか。繰り返しになって恐縮ですが、これは国からの要請への対応
であると同時に、ステージⅢ相当地域の感染拡大継続地域が行うべき施策にも、ピタリ対
応しているものでございます。

(黒岩知事)

最後の確認ですが、緊急事態宣言、今日総理が検討するという話をされましたね。いつ
実際に発出されるかわからないけれども、それとは別にして、いつ発出されようが、1月8
日以降はこうしたいといったことで理解していいですね。

(くらし安全防災局長)

はい、そうでございます。1月2日に国の方から首都圏1都3県でまずは出来ることをしっかりやって欲しいということの要請でございますので、本県としてもこういった感染状況の中で、できることは速く手を打っていくということで、急遽今日、本部会議を開いて、これについてご同意をいただきたいというものでございます。

また、仮に国が緊急事態宣言ということになりますと、必ず基本的対処方針というのを国が作ってまいりますので、それを見たとえで改めて本部会議でもって、今後の対応について、緊急事態宣言下における本県の対応について、これまでのこの取り組みをベースにしながら、しっかりと考えていくということになろうかと存じます。

(武井副知事)

すいません。今の知事の発言でもう一点私も関連して確認したいのですが、確かに緊急事態宣言が出された場合には、国が対処方針を示しますから、その対処方針に基づいて、県の取組を決めていくというのが一般的な段取りではある訳でありますけれども、今我々がやろうとしているのは、まさにその緊急事態宣言が、近々、いつ発令されるかわかりませんが、ある意味それを見据えた形での対策でもありますから、これを打って、例えばその時短要請も、1月末としているわけですね。

ですから、仮にこの間、緊急事態宣言がされたとしても、やっぱり対策としてはこれがベースになりつつも、国が出てくる対処方針を見たとえで、所与の修正を加えると、そういうような理解だと思いたしますが、それでよろしいですか。

(くらし安全防災局長)

はい、まさにその通りだと思います。また、阿南統括官からも会食の場、職場での感染というのがデータ上も裏付けがあるというお話ですし、国も様々な発言の中で会食・食事の場面というのがキーポイント、急所だということを言っておりますので、これは観測でしかすぎませんが、恐らく対処方針でも飲食の場面というのを強烈に出してくるのではないかと考えておりますので、本県のあるいは1都3県の取り組みというものが、一つのベースになるので、大きくこれとずれるようなことが対処方針に書き込まれるということは、観測ではありますけれども、あまり考えにくいのかなと思っております。

(小板橋副知事)

そうした意味では、今日の菅総理の会見の中でも、飲食の感染リスクの軽減を実効的なものにするために検討に入るみたいなお話でしたので、今、局長が言われたように飲食の急所に焦点が当たっているという理解ということになろうかと思いたします。

(くらし安全防災局長)

他、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それではこの一都三県国との合意事項を踏まえた対応につきまして、ちょっと6頁のところ、別紙の6頁のところ、1月5日からと書いてありますが、これは1月8日からの誤りですので、修正をさせていただくということを前提として、これらにつきまして本日本部会議で決定するというところでよろしいでしょうか。

(黒岩知事)

はい、了解しました。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございました。

それでは本日の本部会議をもちまして、国からの要請、更には、ステージⅢ相当地域の感染拡大継続地域で行うべき対応について、本県としてしっかり対応していく。ということについて、構成員で共有させていただき、所要の対応を進めて参りたいと考えております。

本日の議題は以上でございますけれども、ただいまの合意事項につきまして、一番最後の画面に、事業者の皆さんへ、県民の皆さんへ、その他ということを記載してございますけれども、これを本部長の方からメッセージという形で、ご披露いただければと存じます。

(黒岩知事)

はい、それでは知事メッセージをお伝えいたします。

本県における新型コロナウイルスの感染拡大が止まらず、医療現場では厳しい状況が続いています。今後、緊急事態宣言の発令も見込まれる中、先んじて人の流れを抑え、人と人との接触機会を減少させるため、県民や事業者の皆さんに次の事項を要請します。

まず、事業者の皆さんへ。1月11日までの間、横浜市と川崎市にある、酒類を提供する飲食店・カラオケ店に対して、22時までの時短営業を要請しています。

これに加えて、1月8日から、20時まで時短営業を前倒しし、酒類の提供を19時までとさせていただいた場合には、協力金を増額いたします。

1月12日から1月31日までの間は、県内の全ての飲食店・カラオケ店に対して、営業時間を20時までに短縮し、酒類の提供は19時までとさせていただくようお願いいたします。

また、これまでお願いしてきたテレワークについて、5割の目標を設定していただき、時差出勤、週休の分散化、年休取得なども含め、通勤時の密を避ける工夫をお願いいたします。

イベントにつきましては、5,000人以下で実施することとし、1月8日以降の新規販売分に適用いたします。

県民の皆さんへ。生活に必要な場合を除いて、徹底した外出自粛をお願いいたします。特に、20時以降の飲食を伴う外出は自粛していただくよう、強く求めます。

また、仕事は自宅でできるものは自宅をお願いいたします。そのほか、職場においては、昼食時間の分散をお願いいたします。

学校の寮生活、クラブ・部活動などの集団行動においては、感染防止対策を徹底してください。さらに、オンライン授業の併用、時差登校等を実施してください。

緊急事態宣言の発令が見込まれる中、この危機的な状況を県民の皆さん一人ひとりが共有し、新型コロナに勝ち抜くため、県民総ぐるみの取組をお願いいたします。

以上です。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございました。それでは、これもちまして、本日お本部会議を終了します。ありがとうございました。